

奈半利町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

奈半利町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条に基づき策定するものである。

教育職員（同法第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とし、奈半利町教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に策定した教育職員の在校等時間の上限等に関する方針において、教育職員の子供と向き合う時間の確保及び時間外在校等時間の縮減を目標として取組みを進めてきた。

また、同月には、奈半利町立小学校及び中学校の教育職員の勤務時間の特別措置に関する規則（令和2年奈半利町教育委員会規則第2号。）において、教育職員の時間外在校等時間の上限を、原則として「年360時間以内、月45時間以内」と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けて取り組んできた。

これまで、校務支援システムや保護者連絡ツールといったICT技術の導入・活用等の取組みにより、勤務時間管理の徹底とともに教育職員の負担軽減を図ってきており、令和6年度の時間外在校等時間の状況はつぎの通りとなっている。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34時間	21.8%	0.8%
中学校	月58時間	38.5%	25.6%

時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は、小学校が21.8%、中学校が38.5%となっており、特に中学校については部活動指導の業務を行っているためその割合は高くなっている。

現在、学校が行っている業務は多岐に渡ることから、教育職員が本来の業務に専念できるよう、3分類の業務（学校以外が担うべき業務、教師以

外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務) について積極的に見直しを図る必要がある。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数15日以上を維持する
【直近1年間(令和5年9月～令和6年8月)実績15.2日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
【令和7年度結果12.5%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値100以下を維持する
(全国平均100)【令和6年度結果94.1】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討しながら、スクールガードリーダーと連携し、通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りや、中芸広域連合育成センターの定期的な巡回に委ねるとともに、イベント時における見回りも同様とする。

補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないという認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、集金業務の負担を軽減するため、口座振替やインターネットを活用した集金について引き続き検討を行う。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うことを推進する。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても同様とし、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭や担任に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

ハラスメントのエスカレートにより学校運営等に支障が生じる場合は、教育委員会が必要に応じて対応の引き継ぎや町の顧問弁護士等への相談を行い、解決を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計への回答

校務支援システムの機能等のデジタル技術を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする。

⑦学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理

当該業務を学校にて行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、学習支援員等を積極的に活用し、必要に応じて民間事業者等への委託も検討する。

⑧ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携しながら、事務職員及び学習支援員が中心となって行いつつ、実情に応じてICTに長けた町職員の活用をしつつ、民間事業者等への委託も積極的に検討する。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、町教育委員会とも連携しながら行う。特

に学校プールや体育館等の開放事業における施設の管理については、委託業者や奈半利町体育会等の施設を使用する団体の協力を得ながら行う。

⑩校舎の開錠・施錠

機械警備による警備のほか、用務員を活用するなど教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないよう、職員間の役割分担の見直しを図る。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみに責任や負担が集中しないよう輪番等による負担軽減を促進する。

⑫校内清掃

学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、PTA等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、定期的な清掃の業務委託などを検討しながら、負担軽減を図る。

⑬部活動

奈半利町部活動ガイドラインで定めた活動時間（原則、平日2時間を週4日、休日3時間を週1日）を遵守する。また、部活動の地域展開及び地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭を中心に教職員が実施する。

また、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員全体で緊急時においても対応できるよう組織的な体制を構築した上で実施する。

⑮授業準備

教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については学習支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

⑯学習評価や成績処理

採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については、学習支援員を積極的に活用する。校務支援システムの機能やデジタルド

リル等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰学校行事の準備・運営

修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教員と事務職員及び学習支援員等との協働を促進し、負担軽減を図る。

⑱進路指導の準備

生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び学習支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。

⑲支援が必要な児童生徒、家庭への対応

児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人材と教師との協働を促進し、負担軽減を図る。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、町が設置する教育支援チームの効果的な活用を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、児童生徒・保護者・職員に対するアンケートや職員会議・校内研修などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想」の下での校務DXチェックリストに基づいた自己点検の達成状況を350点にする。【令和6年度結果 300点/600点】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師等の面接指導を実施するなど必要な取組を行う。

イ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 心身の健康相談窓口について毎年度当初に全職員へ周知する。

エ 定時退校日を月 2 回以上設定し、夏季休業期間中に 1 週間程度の学校閉庁日を設ける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町教育委員会の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで確認し、その他の目標については休暇取得状況の調査及びストレスチェックの分析レポート等により把握する。

(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(5) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本町における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。